

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年6月10日)

[件名]

- 1 登山における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(県版ガイドライン)
について
(緑豊かな自然課)…1
- 2 事業継続に係る新型コロナウイルス感染拡大予防対策例(県版ガイドライン)
について
(くらしの安心推進課)…3
- 3 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の募集について
(くらしの安心推進課)…4
- 4 自転車ヘルメット着用高校生モニター募集結果及び任命式の開催について
(くらしの安心推進課)…5
- 5 県営住宅永江団地高齢者生活支援及び周辺地区活性化に係る連携協定
調印式の実施について
(住まいまちづくり課)…6
- 6 鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン「海水浴場開設者向け」策定
に係る意見交換について
(水環境保全課)…8

生 活 環 境 部



登山における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（県版ガイドライン）について

令和2年6月10日
緑豊かな自然課

登山における新型コロナウイルス感染拡大予防を図るため、山岳関係者との意見交換会を実施し、また、鳥取大学や山岳医療救助機構にも助言をいただき、「登山における新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」を策定したので、その概要について報告する。

1 関係者等との意見交換会

- (1) 日 時 令和2年5月24日(日) 午後1時～午後2時
(2) 場 所 鳥取県西部総合事務所 講堂
(3) 出席団体 山岳関係者（中国山岳ガイド協会、鳥取県山岳・スポーツクライミング協会、鳥取県勤労者山岳連盟、大山ガイドクラブ、大山プロガイド協会）、大山自治会、大山旅館組合、大山観光局、環境省大山隠岐国立公園管理事務所、大山町、県
(4) 主な意見
- ・登山口以外に休憩ポイントなどにも注意看板を設置すべき。
 - ・普段より登頂に時間がかかると思うので、余裕のある登山計画を推奨してほしい。
 - ・登山中のマスクは熱中症の心配があるので、休憩時などに使えば良い。
 - ・推奨する下山ルートや少人数での登山について周知する必要がある。
 - ・登山道では大声での挨拶はされていないので、声を出しての挨拶は控える程度の表現で良いのではないか。
 - ・登山者自らが消毒液などを準備することなどをもっとアピールしても良いのではないか。

2 感染拡大予防対策例（県版ガイドライン 令和2年5月28日策定）の概要

登山の行動場面ごとの感染リスクに対し、登山者向けの内容とした。

登山前	体調不良時は登山を控える。 余裕のある登山計画を立てる。
登山・下山時	歩行時は2メートル以上の間隔をとる。 渋滞とならないよう譲り合う。 声を出しての挨拶は控える。
休憩時	「三つの密」を避ける。
トイレ使用時	トイレ使用時は手指の消毒を心掛ける。

3 感染拡大予防対策例の周知

- ・県内の山々（大山、氷ノ山、扇ノ山、那岐山など）において、5月29日から6月6日にかけて、登山口や休憩ポイントなどに注意看板を掲示した。
- ・県ホームページへ感染拡大予防対策例を掲載し、注意看板のQRコードで確認できるようにした。
- ・県内市町村、教育委員会、関係団体に周知した。

4 大山での感染予防対策

- ・登山口等への注意看板の掲示のほか、周辺の宿泊施設・観光施設と連携し、登山者へ感染防止を呼び掛けるチラシを配布している。
- ・登山道での密集緩和や通行分散のため、山開き（6月7日）に合わせ、登山道を登りと下りに分けたルートを掲示した。

（参考）登山者数（年間）

大山約6.2万人 氷ノ山約5.5千人（登山届者数）

【登山口等に掲示する注意看板】

登山者の皆さまへ

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
次のことについて登山を楽しめましょう！**

- 体調不良時(発熱・咳・喉の痛み等)の登山は控えましょう
- 余裕のある登山計画を立てましょう
※感染防止に向け、マスク・消毒液・ティッシュ・ビニール袋を忘れずに。
- 「三つの密」(密閉、密集、密接)を避けましょう
- 歩行時は2m以上の間隔をとりましょう
- 声を出しての挨拶は控えましょう
※会話でも気持ちちは十分伝わります。
- 渋滞とならないよう、譲り合いましょう
- トイレ使用時は、手指の消毒を心掛けましょう

約2m

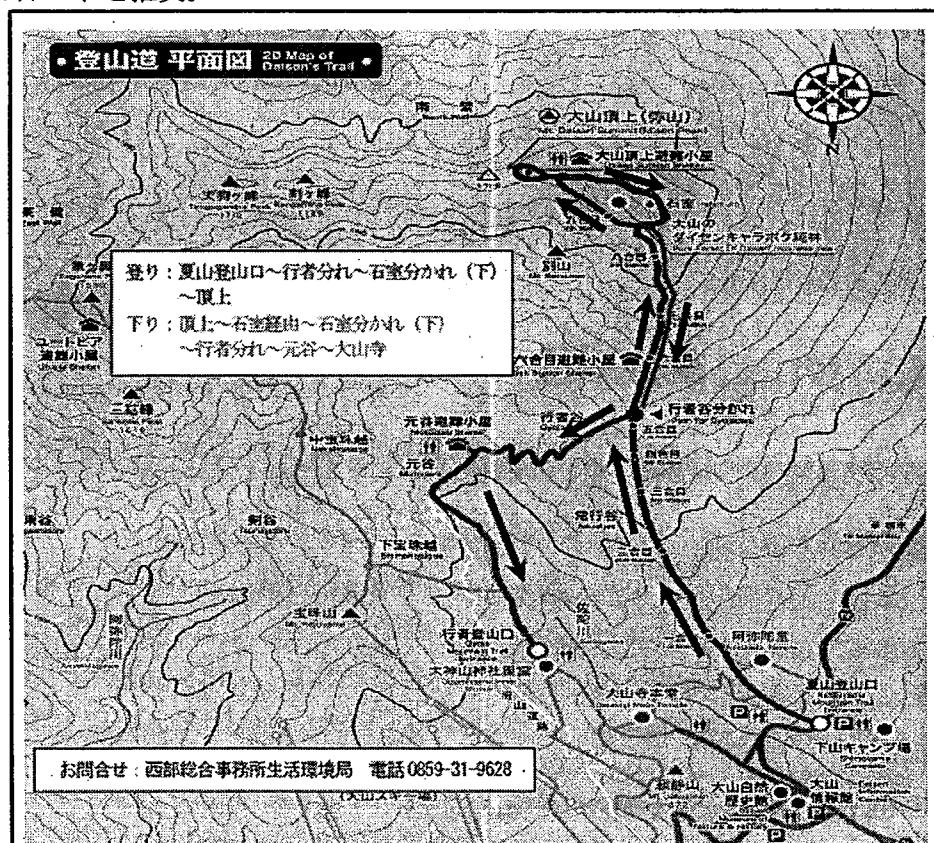
*詳しくは、QRコードを見てください

鳥取県



【大山登山道の密集緩和】

- ・登りを夏山登山道（夏山登山口～頂上）、下りは頂上から石室経由、行者谷分かれから元谷経由のルートを推奨。



事業継続に係る新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（県版ガイドライン）について

令和2年6月10日
くらしの安心推進課

感染拡大予防と事業の継続を図るため、鳥取県版の感染拡大予防対策例を順次策定している。

この度、生活衛生事業者及び専門家の意見等を踏まえ、接待を伴う飲食店等の感染拡大予防対策例を策定したので、その概要について報告する。

1 今回策定した県版ガイドライン

(1) 業種

接待を伴う飲食店、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場、スポーツジム

(2) 策定日

令和2年5月28日（木）※スポーツジムは令和2年6月8日（月）

(3) 概要

○営業者が実施するサービス等の場面ごとに感染拡大予防対策を示し、「3密（密閉空間、密集した場所、密接した会話）」を防ぐ方法、咳エチケット及び手指衛生を組み合わせて実施するものとした。

○全国版のガイドラインが公開される前に、他業種のガイドラインや関連団体が作成した独自のガイドライン等を参考に、本県独自で作成した。ただし、スポーツジムについては、全国版のガイドラインを参考に作成した。

※各業界の全国組織が作成したガイドラインは、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場の4業種については5月29日に公表され、接待を伴う飲食店については6月中旬公表予定である。

2 主な感染拡大予防対策の例

○接待を伴う飲食店

- ・フィジカルディスタンスを確保できないBOX席等を利用する場合は、普段から行動と共にする同一グループのお客様の了解のうえ使用する。
- ・接触型コミュニケーションは控えるようお客様に呼びかけるとともに、接客するスタッフの交替はできるだけ減らす。

○理容所及び美容所

- ・フィジカルディスタンスを確保できるよう施設規模に応じた予約制を取り入れる。
- ・お客様には、来店時はマスクを着用するようお願いし、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるときは来店いただかないよう要請する。
- ・出張理容や出張美容の際も、店舗での営業と同様に感染防止対策を実施する。

○クリーニング取次所

- ・洗濯物のポケット内の確認はお客様自身が行うことを、掲示したりお客様にお願いする。
(鳥取県クリーニング生活衛生同業組合からの意見)

○公衆浴場

- ・ドアノブ、手すり、自動販売機や券売機のボタンや取り出し口、ロッカーの扉、テーブル、椅子の背もたれ、ドライヤー等の多くのお客様が触れる部分は入念に拭き取り清掃・消毒する。
- ・サウナなどの密閉空間については、入場人数の制限を行うなどお客様が密集しないようにする。

○スポーツジム

- ・お客様にこまめに消毒いただけるようにトレーニングマシンごとにアルコールを設置する。
- ・床に手をつくレッスンの場合、レッスン前に床を消毒する。

3 今後の対応

クラスターが発生している4業種（接待を伴う飲食業、ライブハウス、カラオケ、スポーツジム）のうち、ライブハウスについては、「県で作っていただき周知していくことが、利用者の安心感につながる」などの声があることから、各施設の様態にあわせた『オーダーメイドガイドライン』を作成する。

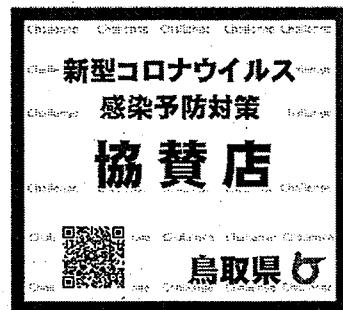
新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の募集について

令和2年6月10日
くらしの安心推進課

「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」の募集を5月27日(水)から開始したので、その概要を報告する。

1 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店について

- 「事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」や各業界作成のガイドライン等を基に感染予防対策に自ら取り組む店舗を「協賛店」として登録する。
- 感染予防対策に自ら取り組む証として協賛店ステッカーを掲示するとともに、感染予防対策の取組をチェックリストにして掲示することで、お客様に安心して利用してもらえる環境を作る。



2 協賛店が取り組む感染予防対策のチェックリストの例

チェックリストは、店舗責任者が署名し、利用者に対して対策の実施を宣言するものとする。

1 営業者、従業員の対応

- 管理者、従業員共に出勤前に体温を測定し、体調不良の場合は自宅待機
- 就業中、人と密接する場面ではマスクを着用し、咳エチケットを励行
- 手指の消毒、必要に応じた手袋の着用

2 施設の対応

- 施設内は適宜換気
- 密集状態を避けるよう、来客向けの啓発や立ち位置を表示
- 受付、客席等、人と人が密接する場所は、アクリル板やビニールカーテンで仕切り

3 接客時の対応

- 接客時はマスクを着用し、咳エチケットを励行
- 会計は電子決済を活用し、現金の場合はトレーを介して受け渡し

4 利用者同士の対応（飲食店、公衆浴場など利用者間で接触の可能性がある場合）

- 利用者がマスクを着用し咳エチケットを励行するよう啓発
- 利用者が密集しないような席に案内

3 現在の応募状況（6月8日正午現在）

業種	店舗数				業種	店舗数			
	東部	中部	西部	計		東部	中部	西部	計
飲食店	75	21	49	145	運輸業	0	0	0	0
宿泊施設	18	12	22	52	観光業	8	3	0	11
公衆浴場	2	0	2	4	小売業	18	12	13	43
理容業	29	6	17	52	サービス業	12	4	12	28
美容業	45	12	38	95	その他	5	6	1	12
クリーニング業	12	7	8	27					
製造業	1	1	1	3	計	225	84	163	472

4 協賛店の届出方法

書面による届出	新型コロナウイルス感染予防対策協賛店届出書に必要事項を記入のうえ、FAX、郵送等により届出	協賛店届出書の入手先または電子申請先 https://www.pref.tottori.lg.jp/291875.htm
電子申請による届出	右のアドレスのリンク先から届出	

自転車ヘルメット着用高校生モニター募集結果及び任命式の開催について

令和2年6月10日
くらしの安心推進課

高校生の自転車ヘルメット着用率向上に向け、高校生自らがヘルメットの着用促進方策を考え実践する取組を今年度から実施することとしたので、その概要を報告する。

1 高校生モニターの募集

○応募人数 140人（7高等学校）

（内訳）

鳥取湖陵：6人、倉吉総産：3人、米子東：6人、米子：116人、
境港総合：2人、日野：3人、米子北：4人

2 高校生モニター任命式

自転車ヘルメット着用に学校を挙げて取組んでいる米子高等学校において、任命式を行う。

日 程	令和2年6月17日（水）午後3時30分～午後4時
場 所	米子高等学校第一体育館（米子市橋本30-1）
主な内容	・自転車ヘルメット着用高校生モニター愛称披露 ・愛称の考案者への記念品贈呈 ・生徒への任命書の交付 ・生徒宣誓（米子高等学校1年生代表）
そ の 他	・任命式前に駐輪場にて生徒の自転車を点検（県交通安全協会） ・任命式後に自転車交通安全講習を実施（米子警察署）

3 高校生モニターに取り組んでいただく内容

○通学等において率先して自転車ヘルメットを着用し、他の生徒の手本となっていただく。

（高校生モニターの自転車ヘルメットは、県が提供する。）

○自転車ヘルメットの普及方策を高校生自身の目線で検討していただく。

（高校生モニターへのアンケート調査で意見を聴取する。）

区分	1回目	2回目
実施時期	令和2年6月17日～6月30日	令和2年8月27日～9月10日
アンケート 設問内容	・モニターとしての活動内容への意向 ・自転車ヘルメット着用に関する意識 ・自転車ヘルメット着用の普及方策 ・自転車ヘルメットのデザイン など	同左 ※取り組んでみて意識がどのように変化したのか確認する。

（参考）自転車事故の状況

○鳥取県内において、過去10年間（平成22年から令和元年）で、自転車乗用中の交通事故によって32人が死亡し、1,634人が負傷している。

○職業・年齢別では、高校生が自転車乗車中死傷者の18%と最多を占めている。

○自転車乗車中の事故の59%が出会い頭事故で、事故時の頭部被害軽減のためヘルメットをかぶるなどの安全対策が必要だが、高校生死傷者のヘルメット着用率は3%と非常に低い状況にある。

県営住宅永江団地高齢者生活支援及び周辺地区活性化に係る連携協定調印式の実施について

令和2年6月10日
住まいまちづくり課

県営住宅永江団地（米子市。以下「永江団地」）の高齢者生活支援及び周辺地区活性化を目的に、鳥取県と社会福祉法人こうほうえん（以下「こうほうえん」）で、連携協定を締結したので、その概要を報告する。

1 協定の目的

県及び「こうほうえん」が連携・協力し、永江団地に居住する高齢者の生活支援に取り組むと共に、永江地区自治連合会と連携して永江団地を含む永江地区のコミュニティ活性化を図る。

2 協定に至った背景

- ・県営住宅において入居者の高齢化が進み、孤独死の増加、自治会活動の維持が課題となっていることから、県営住宅の空き住戸を活用した高齢者支援施設の設置及び高齢者の見守りの方策について検討し、複数の社会福祉法人に打診したところ、「こうほうえん」から永江団地での事業化について提案を受けた。
- ・昨年9月から「こうほうえん」、永江地区自治連合会と協議を開始し、「こうほうえん」が空き住戸で小規模多機能型居宅介護事業所を運営しながら、永江団地の高齢者の見守り、生活相談を行う事業を中心に「学生シェアハウス」、「小学生向け学習支援及び食事提供」を加え、モデル事業として実施する計画をまとめた。
- ・この度、モデル事業の実施に先立ち、県と「こうほうえん」で連携協定を締結したうえで、永江地区自治連合会と連携しながら事業に取り組むこととした。

3 モデル事業の概要

- ・公営住宅の目的外使用制度を活用して、永江団地の空き住戸及び集会所を「こうほうえん」に貸し出し、下表の事業を実施する。
- ・都道府県営住宅の空き住戸を活用した「小規模多機能型居宅介護事業所」、「学生シェアハウス」、「小学生向け学習支援」を一体的に行う取り組みは全国初となる。

事業	内容
小規模多機能型居宅介護事業所 (訪問介護、ショートステイ、デイサービス等) ※「こうほうえん」が、米子市地域密着型サービス事業者公募に応募中。	<ul style="list-style-type: none">・「こうほうえん」が永江団地及び永江地区の高齢者に通常料金で介護サービスを提供・県からの委託により「こうほうえん」は、以下の事業を実施<ul style="list-style-type: none">①永江団地に居住する高齢者の見守り、生活相談などのサービスを提供②永江団地集会所で、高齢者向けの介護予防体操教室、サロンの開催・「こうほうえん」は、団地内清掃、イベント等の自治会活動に参加
学生向けシェアハウス	<ul style="list-style-type: none">・「こうほうえん」が学生向けシェアハウスを運営・学生は、団地内清掃、イベント等の自治会活動に参加
小学生向け学習支援 及び食事提供	<ul style="list-style-type: none">・「こうほうえん」が永江団地集会所（又は「支え愛の店ながえ」）において、小学生向けの学習支援及び参加者への食事提供を無償で実施・学習支援の講師はシェアハウスの学生を想定

【目的外使用制度】

公営住宅対象者の入居を阻害せず、適正な管理に支障がない範囲内で国土交通大臣の承諾を得て公営住宅以外の目的に使用できる制度（本県ではこれまで、被災者向け住宅、離職者向け住宅、障がい者グループホームに活用）

【永江団地の概要】

R2年4月1日時点 昭和48年から54年に建設した県営住宅最大規模の団地（372戸）で、高齢者世帯が45%、単身高齢者世帯が23%を占める。

4 協定調印式

- (1) 日 時 令和2年6月1日（月）午前10時から10時25分
(2) 場 所 支え愛の店ながえ（米子市永江301）
(3) 出席者 社会福祉法人こうほうえん理事長 廣江 研
鳥取県知事 平井 伸治
(4) 来賓 米子市長 伊木 隆司
永江地区自治連合会長 松井 克英
日本財團鳥取事務所長 木田 悟史



5 事業スケジュール

令和2年6月1日 連携協定締結

- 6～7月 「こうほうえん」で小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備
8月 県と「こうほうえん」で、県営住宅使用許可及び事業委託契約締結
9～11月 空き住戸（2戸）を小規模多機能型居宅介護事業所に改修
12月 小規模多機能型居宅介護事業所オープン
令和3年4月 学生向けシェアハウスオープン、小学生向け学習支援及び食事提供を開始

県営住宅永江団地高齢者生活支援及び周辺地区活性化に係る連携に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と社会福祉法人こうほうえん（以下「乙」という。）は、県営住宅永江団地（以下「団地」という。）に居住する高齢者の生活支援及び米子市永江地区の活性化に関する連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、団地に居住する高齢者の生活支援に取り組むと共に、永江地区自治会と連携して団地を含む永江地区のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、甲が提供する団地の空き住戸及び集会所を活用して次の各号に掲げる事項に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 団地に居住する高齢者の生活支援に関すること。
- (2) 永江地区的コミュニティ活性化に関すること。
- (3) その他前条に定める目的の達成に必要な事項に関すること。

（実事業及び費用負担等）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項に取り組むにあたり、甲乙が協議のうえ、実事業、費用負担及び役割分担、その他必要事項（以下「事業計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の事業計画は、別途締結する県営住宅永江団地高齢者生活支援・地区コミュニティ活性化事業委託契約書において定めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た次の各号に掲げる情報を本協定に関連する事業以外の自己の業務に使用し、又は相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

- (1) 相手方固有の業務上及び営業上の秘密（以下「業務上の秘密等」という。）
- (2) 個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立法人等個人情報保護法」という。）に規定する個人情報をいう。）

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、業務上の秘密等のうち、次の各号のいずれかに該当する情報を自己の業務に使用し、又は第三者に提供することができる。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報又はその開示を受けた当事者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有している情報
- (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報

3 甲及び乙は、第1項に定めるもののほか、第7条に基づく検討の内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

4 甲及び乙は、本協定が第8条に定める有効期間の満了又は第9条による解除により効力を失った後も、第1項及び第3項による秘密保持の義務を負う。

（個人情報等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、第4条に定めるところによるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立法人等個人情報保護法その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（情報の返却及び廃棄）

第6条 甲及び乙は、相手方から提供された情報が不要となった場合は、速やかに相手方に返却し、又は情報の復元若しくは判読が不可能な方法により消去若しくは廃棄するものとする。

（運営協議会の設置）

第7条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力事項の実施にあたり、必要な情報の共有及び事業実施上の課題に関する協議を行うため、運営協議会を設置して原則として年1回以上開催するものとする。

（協定の期間）

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに別段の意思表示がなかった場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第9条 甲及び乙は、相手方に対して、本協定を解除しようとする日の1か月前までに書面による通知をなすことにより、第4条第4項に規定する義務を除き、相手方に何らの責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

（協定の効力）

第10条 前2条により本協定が有効期間満了又は解除となる場合において、本協定の有効期間満了前又は解除前に合意した具体的な対象に係る業務協力については、本協定は効力を失わないものとする。

（その他）

第11条 本協定を変更する必要が生じた場合、本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

上記協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 烏取市東町一丁目220番地 烏取県 烏取県知事 平井 伸治
乙 米子市両三柳1400番地 社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドライン「海水浴場開設者向け」策定に係る意見交換について

令和2年6月10日

水環境保全課

海水浴シーズンを控え、今後の外出自粛の段階的緩和を前提として、県版ガイドラインの策定等について意見交換をしたので、その概要を報告する。

1 日時等 令和2年6月5日（金） 10時30分～11時45分 於：倉吉未来中心

2 趣旨

- ・開設の判断を迷っている開設者が多く、ガイドライン策定の要望があつたことから、案を示し意見交換をするとともに、県の感染予防対策（協賛店制度、補助金）を紹介する。
- ・お互いの取組等を共有し、開設・中止の判断の参考とする。
- ・開設者には市町、関係機関で協力体制を構築し、適切な助言等を行う。

3 主な参加者

市町	海水浴場	団体名	職名	氏名	開設の意向
鳥取市	砂丘	（株）サンドヒルズ商事	現場責任者	小谷 拓也	検討中
	小沢見	小沢見観光協会	会長	森 昭弘	開設
	賀露	賀露みなと観光協会		（欠席）	中止
	白兎	白兎観光協会		（欠席）	中止
米子市	皆生	米子市観光協会	事務局長	石倉 准次郎	開設
岩美町	一	岩美町観光協会	会長	川口 博樹	（町内の総括）
	浦富	浦富観光協会	会長	武田 智一	開設
	牧谷	牧谷自治会		（欠席）	検討中
	東浜	東浜観光協会	会長	中村 憲行	検討中
湯梨浜町	ハワイ	ハワイ海水浴場組合	代表	清水 美代子	開設
	うの	宇野ふるさとポスト		（欠席）	中止
琴浦町	八橋	やばせ振興魁の会		（欠席）	中止
5市町	11カ所	開設4、中止4、検討中3 (6/5時点の意向)			

（国、県、関係機関）

国、団体	鳥取海上保安署、境海上保安部、日本赤十字社鳥取県支部、岩美ライフセービングクラブ
市町	鳥取市、米子市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町
鳥取県	鳥取県警察本部地域課、観光戦略課、河川課、中・西部生活環境局、くらしの安心推進課 水環境保全課（事務局）

4 意見交換の内容

- 提示した県版ガイドライン（案）には、異論はなかったが、開設検討中の事業者は再度、検討し開設・中止を判断する。
- 以下のとおり、各海水浴場において、6月5日時点で考えている予防策等を報告し、情報を共有した。
 - ・3密回避及び熱中症予防のため、アナウンスや監視員による声掛けを行う。
 - ・市町や観光協会等のホームページにより、混雑日時等を周知する。
 - ・宿泊施設から利用者に、混雑時間の事前アナウンスをする。（入場制限等は困難）（浦富、皆生）
 - ・駐車場の料金集金時に、利用者の住所、連絡先等を聞き取る。（浦富）
 - ・感染者が発生した場合に、LINEアプリで利用者に情報提供や注意喚起を行うことを検討している。（皆生）など
- 課題は、以下のとおりであった。
 - ・近隣または自身の海水浴場で感染者が発生した際の海水浴場閉鎖の判断をどうするか。（皆生）
 - ・他府県は中止箇所が多く、本県への海水浴客の増加も想定されるため、例年以上の安全確保、監視体制の強化が求められる。（海上保安部署）
 - ・海水浴場の入場制限等により遊泳区域外で泳いだり、海水浴場を開設していない区域で泳いだりする場合の注意喚起や事故防止の対策をどうするか。（海上保安部署）

5 今後の予定

6月12日 県版のガイドライン策定

6月17日 鳥取県海水浴場整備連絡会議開催（海保、警察、ライフセービング協会、行政機関等）

（予定）
 ・県版ガイドライン周知、開設者に対する現地助言等の協力体制の確認
 ・海水浴場及び未開設の海域における遊泳禁止等の周知や対応策

7月中旬～ 順次、海水浴場オープン